## 小郡市監查委員公表第15号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条 第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和2年10月19日

小郡市監査委員 原田裕子 小郡市監査委員 井上勝彦

## 定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準 に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

## 第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和2年9月16日から令和2年10月6日まで
- 2 監査対象 子ども・健康部 保育所・幼稚園課
- 3 監査範囲 令和2年4月1日から令和2年7月31日までに執行された財務に関す る事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率 的に行われているかを主眼とした。

また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、補助金交付事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

5 監査方法 監査対象課等に事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に 基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応 じ実査を行った。

## 第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局より監査対象課に対して指導した。

- 1 監査委員指摘事項(改善が必要であると認められるもの)
- (1) 支出事務について適正な事務処理を求めるもの

三国保育所で令和2年6月4日に購入している掃除機について、6月5日に支出負担 行為兼命令書を起票した事績はあるが、10月6日現在で業者への支払いがなされてい ない。

支払期限は、請求者から適法な請求書を受けた日から工事代については40日、その他 給付に対する対価に対しては30日(補助金、負担金、支払期限が別途記載されている場 合を除く)とされている。法令等に則り、適正な事務処理を行われたい。

- 2 事務局指導事項(監査委員指摘事項に至らない軽微な事項)
- (1) 文書事務(2件)
  - ①文書管理が適正でないもの
- (2) 徴収事務(2件)
  - ①職員給食費の徴収事務が適正でないもの
  - ②延長保育料の徴収事務が適正でないもの
- (3) 現金取扱事務(1件)
  - ①領収印の使用が適正でないもの
- (4) 旅費支払事務(2件)
  - ①出張命令及び出張復命が適正でないもの
- (5) 補助金支払事務(1件)
  - ①実績報告書の審査が適正でないもの
- (6) 支出事務(1件)
  - ①請求書に不備があるもの
- (7) 契約事務(4件)
  - ①請書に不備があるもの
  - ②必要書類の提出がなされていないもの
  - ③契約事務手続きが適正でないもの
- (8) 物品管理事務(5件)
  - ①備品台帳の記録が適正でないもの
  - ②公印押なつ手続きが適正でないもの
  - ③公印の管理が適正でないもの
- (9) その他の事務(2件)
  - ①預かり保育の事務手続きが適正でないもの
  - ②時間外勤務命令の手続きが適正でないもの
- (注) 事務局指導事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。